

### 第三者評価結果

事業所名：鎌倉市立大船保育園

#### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念は、ホームページや保護者説明用の「保育園のしおり」に、また基本方針は全体的な計画に記載されています。理念は子どもの人権や主体性を尊重する内容となっており、基本方針も理念との整合性が確保されるものになっています。職員は、理念や基本方針は次年度に向けた会議等の中で内容を確認する機会を持っています。保護者には、入園説明会や保護者会等で説明し、年度始めの園だよりで理念を踏まえた園の目標を説明していますが、より周知する必要があります。分かりやすい資料を作成して説明する等、周知に向けて継続的な取組が期待されます。</p>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営主体としての鎌倉市は、社会福祉全体の動向を把握、分析して「地域福祉計画」を策定し、計画的に社会福祉に関する政策に取り組んでいます。また、子ども・子育てについては、中期計画として「第2期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン」を策定し、切れ目のない子育て支援の推進をしています。このプランは、「子ども・子育て支援法」の制定など国の施策の動向や、市内の保育ニーズを踏まえて作成したものとなっています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>鎌倉市の公立保育園として、子育て支援に関する課題を明確にして策定された「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」に基づき、課題解決に向けて取り組んでいます。鎌倉市の公務員として、職員は「プラン」に基づく課題を共有し、職員会議等で話し合い、保育に取り組んでいます。また、公立保育園として様々な保育ニーズに応えられるような体制づくりに取り組んでいます。</p>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>鎌倉市では、長期計画である「第3次鎌倉市総合計画」のもと、中期計画として「第3次鎌倉市総合計画第4次基本計画」を策定し、子育て施策の中期計画として「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定しています。そこでは「切れ目のない子育て支援の推進」と「子どもの貧困等、特別な配慮が必要な家庭への支援を推進」を重点目標として事業に取り組んでいます。また、「第4次基本計画」には、計画期間中の「財政収支の見通し」が示されています。</p>	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の計画には、中・長期計画を反映した保育の計画、行事計画、保健計画、食育計画、子育て支援計画、研修計画等が確認できます。公立保育園のため、市の事業の一環として、人件費や施設・設備を含めた収支は積み上げで計上され、公立保育園全体として予算化されています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業計画については、それぞれ行事ごと、月ごと、期ごとに反省を行い、文書化して園長、副園長の確認、指導を受け、クラス会議、幼児会議、乳児会議等で周知し、内容を共有しています。年度末には職員による年度を通した反省等の話し合いを行い、「まとめ」を作成しています。「運営準備会議」で職員が「まとめ」を反映させ、協議して各事業計画を策定しています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 事業計画の主な内容は、入園時の面談や懇談会で説明をしています。年間の行事予定は保護者の参加を促す観点から、年度始めに配付し、毎月の園だよりでも重ねて案内し、懇談会でも説明をしています。また、行事の詳しい説明は各クラスの掲示板にも掲示しています。食育計画、保健計画は玄関に掲示しています。	

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 各指導計画に基づく保育実践についてクラス内で話し合い、反省と自己評価を行っています。月間計画と週計画に設けた反省・自己評価欄に記載し、園長、副園長の確認を得て、必要に応じてアドバイスを受ける体制になっています。職員会議では職員全体で各クラスの反省・自己評価について話し合う機会を設けています。また、市内公立保育園の園長会でそれを持ち寄って共有しています。年度末には職員の自己評価をもとに、保育所としての自己評価を実施しています。第三者評価も定期的に受審をしています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 日々の保育についてクラス内で反省・自己評価について話し合うと共に、職員会議で各クラスで報告し、職員間で課題の共有化をしています。年度末には、職員一人ひとりの課題に対する改善点についての報告に基づき、「園運営の反省及び改善点」としてまとめています。これは、「保育体制」、「事務時間」、「給食関係」、「各関係機関との関わり」等の項目ごとに整理されています。改善の取組状況についても具体的に記載したものになっています。	

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は、運営準備会議（年度末に開催する次年度に向けた準備の会議）や年度始めの職員会議の場で園運営に関する考えを職員に伝えています。4月発行の「園だより」でも園長の園運営の考え方を載せています。これは保護者だけでなく職員へのメッセージでもあることを意識しています。園長の職務分掌については、園長業務・副園長業務の一覧表を作成し、職員会議で職員に周知しています。災害時等に園長不在の際には、副園長に権限委任をすることも明確になっています。	

【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
---	---

<コメント>  
園長は、市主催の「コンプライアンス研修」に参加し、法令遵守の取組を行っています。市の所管課が発行している「コンプライアンス推進ニュース」は全職員に回覧し、公務員の立場としてもコンプライアンスへの意識が深まるようにしています。職員は「コンプライアンスセルフチェックシート」を活用して自らの意識の確認をしています。その内容は、「適切な事務処理」、「服務」、「交通法規」、「私生活」、「ハラスメント」等と多岐にわたってチェックするものになっています。また、園は閑静な住宅街に近接して立地しており、近隣の住環境への配慮も工夫しています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
---	---

<コメント>  
園長は、職員と共に保育の質の向上に向けての取組を進めています。職員の日々の保育実践については、指導計画に記載された「子どもの様子・保育士の関わり」や「反省・自己評価」を確認して必要なアドバイスをしています。また、職員会議や朝のミーティング等の会議に参加して、各クラスの職員の報告や意見を聞いています。園運営については、行事、会議、地域活動、園だより等の担当を決め、職員が主体的に関わる体制を作っています。市主催や外部研修の機会を充実させていますが、園内研修については計画的な取組が十分できていない状況です。

【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	---

<コメント>  
園長は、人員配置の工夫をして効率的な運営体制と働きやすい環境づくりに取り組んでいます。始業の時間帯に合同保育担当の非常勤職員を配置することにより、毎朝の職員ミーティングの時間を確保しています。ミーティングは短時間になりますが、前日の保育の振り返りなど貴重な情報共有の場となっています。また、クラス保育の補助に入る非常勤職員の適正配置により、休憩時間や事務処理の時間の確保ができています。職員は園運営を分担しており、組織的な運営・管理ができています。市役所とはネットワークでつながっており、職員は事務室で規程類や通知等を含めて市の情報にアクセスすることができます。

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 第三者評価結果

【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
---	---

<コメント>  
市として必要な福祉人材の体制を整備するため、「職員採用計画」を策定して計画的な人材確保を進めています。職員募集にあたっては、所管課職員が就職相談会に参加したり、養成校に直接訪問して説明する等の取組をしています。「広報鎌倉」や市のホームページを活用して募集活動をしています。また、園の効率的な運営に必要なスタッフを会計年度任用職員として募集、採用をしています。

【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
-------------------------------------	---

<コメント>  
市で定めた「能力意欲評価マニュアル」に、職員に期待する能力や意欲が明記されており、職員に周知されています。職員は市役所のネットワークにより、人事基準を定めた規程類を確認することができます。人事考課については、自己評価と上司による1次考課、2次考課が制度化されていて、マニュアルに基づき定期的実施されています。職員の処遇水準は地方公務員として市の人事委員会が調査をしています。職務階級ごとに持つべき能力例は記載があります。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
---	---

<コメント>  
園長、副園長は、職員の休暇・休憩の取得、超過勤務の状況等や職員の意向等を把握しながら働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。職員の健康と安全管理のために、外部講師を招いて腰痛体操を実施したり、メンタルヘルスチェックなどの取組をしています。また、園長は定期的に職員と個人面談を行い、相談に応じたり、市の相談窓口を紹介しています。市の職員厚生会では、総合的な福利厚生事業を実施しています。シフト作成に当たっては職員の状況に合わせた働き方ができるように配慮しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の目標とするべき能力、意欲は、「能力・意欲評価マニュアル」に示され、園長は目標に向けて職員を支援しています。園長、副園長は、職員一人ひとりとコミュニケーションをとり、職員育成に取り組んでいますが、目標管理制度の取組は確認できませんでした。職員一人ひとりの育成に向けて、組織の目標を明確にし、職員一人ひとりの目標の設定を適切に行う必要があります。当該職員に期待するレベルや内容の目標項目、目標水準、目標期限を明確にした「目標管理シート」の作成が期待されます。また、目標の設定時、中間期、期末には上司との面談も期待されます。</p>	
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間の研修計画を策定し、教育・研修が実施されています。市職員としての各等級に応じた能力開発のための研修は市が実施しています。保育技術の向上を目指す「専門研修」は、外部の研修機関が実施する研修に参加しています。園内研修では、保育内容の再確認や知識情報の共有を目的として実施しています。外部研修を受講した職員は職員会議で報告を行い、職員間で内容を共有しています。園内研修は計画的な実施となっておらず、次年度への課題となっています。</p>	
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、それぞれの知識、技術水準に応じて必要な研修を受講できるようになっています。新採用職員は、クラス内で先輩職員から適切なOJTが受けられる体制です。外部研修の案内は職員に周知し、必要な職員が受講できる環境です。専門研修は外部の研修機関の研修会を活用し、階層に応じた研修は市主催の研修に参加しています。職員が研修に参加しやすいようあらかじめシフトの調整をして、勤務扱いでの受講となっており、職員は積極的に参加しています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生の受け入れマニュアルが整備され、「受け入れの意義」が明示されています。実習プログラムは様々な保育場面を経験できるように養成校と連携して作成しています。園長は効果的な実習となるよう実習の指導者に対して、受け入れ姿勢や指導のポイントを説明しています。実習中に養成校の担当者が来園するなど、養成校側と連携して有意義な実習となるように指導しています。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページには、園の保育理念、保育内容、給食、健康管理、安全管理、地域子育て支援等の情報が公開されています。保育理念に基づく保育方針は、全体的な計画に記載し、園の玄関に掲示しています。市が発行している「子育てナビきらきら」では公立保育園の案内が掲載されています。定期的に受審している第三者評価の受審結果を公表し、苦情解決の体制も保育所内に掲示しています。地域へ向けては、園の掲示板に子育て情報を掲示したり、近隣の行政センターや子育て支援センターに園のポスターを掲示しています。保育所の事業計画や予算、決算の情報が分かりにくくなっている状況があります。</p>		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の事務処理等は、鎌倉市事務決済規程及び「園長・副園長の業務」一覧表で明確に権限・責任が定められ執行されています。これらの規程等は職員に周知され適正な運営の取組がされています。物品等の発注は見積もり合わせを行い、適正な価格での購入をしています。金額に応じて保育所で行うか、市の所管課で行うかが定められています。事務処理等は定期的に市の所管課の監査を受け、指摘を受けて、保育日誌の書き方の改善をしています。</p>		

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 地域子育て支援計画の中に「交流事業」を掲げています。コロナ禍で現在はできていませんが、例年実施している高齢者のデイサービス事業所との交流では、今年はお互いにクリスマスプレゼントを届け合いました。正月には地域の人が園を訪問し、コマ回しなどの正月遊びと一緒に楽しんでいます。この行事もコロナ禍で中断となっています。開放保育として、地域の子どもに「保育の開放」、「遊び場の開放」、「行事の開放」をしています。この開放保育は、園児が地域の子どもや保護者と交流する機会となっています。子どもと地域との関わりは、子どもの社会性を育てる取組としての視点での位置づけが必要となります。</p>	
<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; ボランティアの受け入れについて、「公立保育園におけるボランティアの受け入れ要綱」に明記されています。「公立保育園の地域子育て支援」の計画には、「保育体験」として、「中高生の体験学習や職場体験を受け入れる」と明記して学校教育への協力姿勢を明確にしています。中学生の職場体験や高校生のインターンシップの受け入れを行い、学校教育への協力をしています。ボランティアの受け入れに当たっては、事前にオリエンテーションを行っています。中学生のボランティアは、夕方に来園して子どもたちに絵本の読み聞かせなどを行っています。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	a
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 地域の関係機関、団体に関する資料を作成して、職員会議で説明し情報共有をしています。市の発達支援室、地域のつながり課（不審者対策を所管）、子ども相談課、消防署、児童相談所等と連携して課題の解決に取り組んでいます。発達支援センターの専門職が巡回相談に来園しています。要保護児童対策地域協議会にも必要に応じて参加して関係機関と連携をしています。幼・保・こ・小の連携として、「幼児教育研究会」に参加しています。地域の子育て支援センターに公立保育園の情報誌を置いたり、ポスターを掲示して情報発信をしています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	a
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 地域の具体的な福祉ニーズは、市の所管課等からの情報や保育所が実施する子育て支援事業等を通して把握しています。子育て支援事業として、開放保育「スマイル広場」の展開や地域の人との交流があり地域の声を聞いています。地域の子どもと保護者への施設開放の際に実施している子育て相談も福祉ニーズを把握する機会になっています。また、保護者会での話し合いには職員も参加して保護者のニーズ等を把握しています。関係機関として市の発達支援室、地域のつながり課、子ども相談課、そして外部機関として児童相談所等と連携して地域の情報を把握し共有しています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 公立の保育園として、市と連携して公益的な事業・活動を積極的に行っています。地域子育て支援年間計画に基づき、子育て相談や地域との交流を進めています。保育所の専門性を生かして初めての子育て親子を対象に「BP講座（ベビープログラム講座）」を、子育てに悩みのある保護者には「目からウロコ講座」を開催して、子育て中の親を支援しています。近隣に小学校があり、子どもの安全・安心のための「子ども110番の家」に協力をしています。今はコロナ禍で中断していますが、園の夏祭りには、子どもが神輿を担いで商店街を練り歩き、地域コミュニティの活性化に貢献しています。</p>	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの人権や主体性の尊重を明記した保育理念のもとで保育に取り組んでいます。また、全国保育士会の倫理綱領を事務室に掲示して子どもの最善の利益の尊重を目指しています。「保育の質のガイドライン」等のマニュアルは、そうした考え方を反映して整備されています。各指導計画にもとづく保育実践の振り返り・自己評価では常に保育理念や保育方針に沿い人権への配慮について点検しています。保育者が一人ひとりの子どもの気持ちを大切にすることにより、子ども同士が互いを尊重する心を育てています。保護者懇談会では、保護者に子どもたちの姿を伝えると共に、子どもを尊重する保育の理解を促しています。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どものプライバシー保護については、保育ガイドラインにある「子どもの権利確認表」でチェックをしています。幼児トイレには入り口にドアはありませんが、廊下から中が見えないように工夫されています。水遊びの後でシャワーを使う時は周囲から見えないようにしています。シャワーの後には体をタオルで隠すようにと分かりやすく伝えていきます。おもらしをしてしまった時は、周りの子どもに気づかれないようにシャワーで洗い替えています。子どもが一人になりたいときなどは、事務室でクールダウンができるように配慮しています。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 鎌倉市のホームページ、しおり「鎌倉市の公立保育園」、冊子「かまくら子育てナビきらきら」、子ども・子育て情報公表システム「ここdeサーチ」に保育理念や園の概要、保育目標、年間行事などの情報を掲載しています。「鎌倉市の公立保育園」は市役所保育課に置いてあります。「かまくら子育てナビきらきら」はホームページから閲覧することもできるほか、冊子として市役所、各行政センターに置いてあり、誰でも手にすることが出来ます。見学希望者には、日程、時間を相談の上、園長が対応しています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 入園前に保護者から提出してもらう書類や、入園前の個別面談で各家庭や子どもの状況、保護者の意向等を把握しています。入園に際し準備するものや持ち物は実物や見本で分かりやすく、また、進級時にはクラスだよりや懇談会、口頭などで保育や生活について保護者に伝えています。入園後の慣らし保育は、無理のないよう徐々に時間を延長していき、各家庭に合わせて対応しています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 転居等で、保育所を変更する場合は、転園先が鎌倉市公立保育園の場合は、保護者の同意を得て、文書で引き継ぎます。民間保育園や市外に転出の場合は、引き継ぎ文書は作成していません。場合により電話で、概略等を伝えることがあります。卒園時には、いつでも来てくださると伝えており、夏祭りには卒園生を招待しています。相談がある場合は、窓口は卒園時の担任としていますが、相談方法や体制などの文書化には至っていません。</p>	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 日々の保育の中で、子どもの言動、表情などから子どもの満足や納得していることの把握に努めています。各指導計画、保育日誌、個別記録「子どもの姿」に子どもの様子を記載しています。保護者には日常保育や行事、園運営についての感想、意見等を連絡帳に記載してもらうほか、懇談会、日常会話、保護者要望書などで、利用者の満足度を確認しています。職員会議や、朝ミーティング、クラスミーティングで、子どもや保護者の満足度について確認し、改善に向けた話し合いをしています。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 苦情受け付け、解決に関するマニュアルがあり、園の苦情解決受付、解決責任者を設置しています。意見、要望等を受け付ける神奈川県保育会保育園利用者相談室規程があり、第三者委員を設置しています。苦情解決の仕組みは玄関に掲示し、園の意見箱を設置しています。苦情や意見があった場合は職員間で情報共有し、迅速に対処しています。保護者組織の意見箱があり、保護者連絡会で回答しています。今回の第三者評価保護者アンケートでは「第三者委員に相談できること」が充分保護者に伝わっていないようです。今後の周知が望まれます。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 保護者には、いつでも気軽に相談したり、要望を伝える事ができることを知らせています。連絡帳、個人面談、送迎時の会話などで要望などを聞いています。外部の「かながわ福祉サービス適正化委員会」の連絡先を掲示しています。相談窓口のある団体のチラシや冊子を置いたり、地域の子育て支援ガイドブック「かまくら子育てナビきらきら」を保護者に配付しています。保護者が相談したい場合は、事務室や多目的室を利用しています。第三者委員の氏名、連絡先や利用の仕方などの周知が不十分のようです。さらに周知が進むことが期待されます。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 「運営の手引き」に、相談や意見、苦情を受けた際の対応が記載しており、職員に周知しています。日ごろから保護者とコミュニケーションをとり、どんなことでも話ができるよう信頼関係を作る努力をしています。保護者からの相談、意見は、連絡帳、日常会話、懇談会などで把握しています。園の意見箱、保護者組織の保護者会意見箱を園内に設置し、相談、意見は「保護者からの意見（依頼）受付簿」に記録しています。職員間で共有し、迅速に対応しています。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 園のリスクマネジメント責任者は園長です。「保育園における安全管理方針」があり、安全に関する事項、対応手順等が明記されています。毎日職員が点検表をもとに施設内外の安全チェックを行っています。緊急時連絡先を事務室に掲示し、園内での災害時や緊急時役割分担を決めています。年度末の常勤職員参加の「運営準備会議」で、安全管理、手順、対応の再確認を行っています。不審者対応の訓練も実施しています。ヒヤリハット、事故報告書があり、会議や朝ミーティングで報告し、検証と対策の検討をしています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対応、衛生管理に関する手順を定めています。園長を責任者とし、副園長、保健師（保健衛生嘱託員）と連携をとり、感染症対策を講じています。嘔吐処理法の確認、清掃と消毒の徹底、常時換気をするなど職員間で確認しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来園者への手指消毒・検温、換気・消毒の強化、人数が密集しない活動の工夫などを行っています。保護者には、「保健だより」で感染症について伝えたり、感染症が発生した場合や病名や特徴などを、園内に掲示しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 鎌倉市防災計画、地震発生時の市立保育園の対応、年間避難訓練消火計画を整備しています。毎月、年間計画に沿って、色々な想定で訓練を行っています。リストを作り、備蓄食料、飲料水、防寒着、簡易トイレ等3日分程度準備し、保管場所を分けて備蓄しています。保育室に非常時対応用に、職員ヘルメットやおんぶ紐、持ち出すものなど番号をつけて1ヶ所に常備しています。幼児は災害時に備え、園内では上履きを使用しています。非常時の連絡は鎌倉市防災・安全確認メール、メール配信システム、災害伝言ダイヤルを利用しています。	

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 「保育所保育指針」「鎌倉市保育の質のガイドライン」「鎌倉市子ども子育てきらきらプラン」「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」「公立保育園の保育士としての心構え」に基づき、全体的な計画を策定しています。各種マニュアルや具体的な手順書と共に標準的な実施方法としています。標準的な実施方法は会議、研修のほかに日常業務の中で周知しています。各指導計画の振り返り、保育日誌、会議記録、職員の自己評価表、職員面談があり、園長・副園長が見回ったり保育に入るなどして標準的な実施方法に基づいた保育が実施されているか確認しています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 公立保育園としての、保育の標準的な実施方法の検証、見直しは定期的に、公立園長会で行っています。園での具体的なマニュアル、手順などは必要に応じて随時見直しを行ったり、運営準備会議で確認し合っています。各指導計画は、「反省・自己評価」欄があり、次期の計画に反映させています。年度末には各指導計画の各項目にわたり、園として詳細な振り返りを記述しています。コロナ禍でも食育、保護者の参加しやすい行事のやり方、地域支援などを工夫し行っています。保護者からの要望は、保護者の思いを尊重しながら、指導計画に反映できるかを検討しています。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 入園時に保護者から提出してもらう「児童票」などの書類、入園前面談での聞き取りと「児童家庭連絡票」、慣らし保育時間の状況などから子どもと保護者の具体的なニーズ等を把握し、個々のニーズを計画に生かしています。全体的な計画に基づき、年間・月間指導計画、週案、個別指導計画、食育計画、保健計画などを作成しています。各指導計画は、子どもの姿や活動、保育のねらい、家庭との連携などを考慮して作成しています。必要に応じ、主治医、市の発達支援室、保健師、栄養士などと連携し、保護者の意向に沿って作成しています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 年間指導計画、月間指導計画、週案、日誌、個別指導計画、食育計画、保健計画は、それぞれの振り返り時期に見直しを行い、職員間で話し合いと確認をしています。振り返りを基に次期の計画に反映させています。見直し、変更のあった指導計画や、保育の質の向上に関する課題などは、職員会議、朝ミーティング、クラスミーティングで周知しています。口頭でも伝え、引き継ぎノート、議事録でも確認できるようにしています。確実に伝わるように、園長、副園長やフリー職員が、クラスを回り周知するなどしています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子ども一人ひとりの保育の実施状況は、児童票、健康管理票、個別指導計画、「子どもの姿」、「生活記録」、保育日誌、連絡帳、呼吸チェック表、保育所保育児童要録に記録しています。個別の記録、個別連絡帳、「子どもの姿」で個別指導計画に基づく保育が行われていることを確認できます。「生活記録記入の確認事項」を職員は所持しています。園長、副園長が、記述内容などの指導や助言をしています。定期的に、職員会議、給食会議、朝ミーティング、クラス打ち合わせ等を開催しています。各会議録、保育日誌、引き継ぎノートで情報共有しています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 鎌倉市公立保育園個人情報取り扱いマニュアルがあり、記録の保存期間等や、情報提供・開示に関し、鎌倉市の規程があります。「公立保育園の保育士（公務員）としての心構え」「子どもや保護者への基本的な関わりについて」の規程を職員は研修で学ぶほか、職員会議や日常業務の中で確認しあっています。保護者には、入園時や懇談会で、個人情報の取り扱いについて説明しています。また保育参観時などに、他の子どもの動画や写真等をインターネットに投稿することや園内での写真撮影は遠慮してもらうよう注意喚起しています。</p>	